原子力委員会 政策評価部会(第4回)議事録

- 1. 日 時 2006年6月16日(金)10:30~12:00
- 2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室
- 3. 出 席 者 近藤部会長、齋藤委員、町委員、前田委員 内閣府 原子力政策担当室 塩沢審議官、戸谷参事官

4. 議 題

- (1) 「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」実施結果
- (2) 評価報告案の構成(案)
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料第1号 「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」実施結果概要
- 資料第2号 原子力政策大綱に定めた取組の基本的考え方と関係行政機関当の取組状況の 整理(案)
- 資料第3号 評価報告案の構成(案)
- 資料第4号 政策評価部会(第3回)議事録

(近藤部会長) それでは時間になりましたので、第4回の政策評価部会を始めさせていただきます。

本日は、ご意見を聴く会を行いましたのでその結果についてご報告をいただくことと、そ ろそろ評価報告案、報告書を考えるときがまいりましたので、その案について少しご検討い ただくということが主な議題でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、ご意見を聴く会の結果についてご説明いただきますが、よろしく お願いいたします。

(戸谷参事官) それでは、資料第1号でございますけれども、「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」実施結果概要でございます。

日時は6月9日、福島市で開催しておりまして、出席者といたしましては、労働政策研究・研修機構の今田先生と、会津大学の角山先生、それから法政大学の宮先生でございます。 オブザーバで、原子力安全・保安院の青山審議官、山下企画官のお二方がご出席されております。

実施概要といたしましては、第1部で、今申し上げましたパネリストの方々からご意見を 聴取し、第2部といたしまして会場に参加された方々からご意見を聴取したということでご ざいます。

パネリストの先生方のご意見と会場からのご意見につきましては、大綱に定める「安全の確保」に関する取組の基本的考え方の項目に沿いまして以下のとおり整理したということであります。

安全対策に関しまして、(1)の国、事業者等の責任のところでございますが、これについては「安全文化」を一層浸透させていく努力の継続が必要であるということ。それから、トラブルの公表に関してはトラブルの軽重やその後の経緯等を説明すべきである。それから、情報公開の対象といたしまして労働災害の調査報告等も公開すべきではないか。それから、原子力安全・保安院については経済産業大臣の下にあるということで、推進機関から独立しているということは言えないのではないかという意見がございました。

それから、同じカテゴリで2ページ以降でございますが、保安院につきましては大綱の指摘を踏まえ、大綱の指摘事項を確実に実施することが望まれるということで、規制業務のPDCAを廻しながら推進していくことが望まれるという意見がございました。

それから、原子力開発と規制の混在といったようなことについてのご意見の提議もございまして。例えば米国におきましては規制のためのデータの作成について規制を受ける側のメ

一力に委託をするということでございますが、そういった場合は厳しいチェックがあるということでありますけれども、日本についてはそういったものがあるのかといったご意見がございました。

それからあと、維持基準の導入については検討し直す必要があるのではないかということ。 それから、安全の確保につきまして、検査する人間の方の問題で、パフォーマンスデモン ストレーション、認証制度とかそういったものによって検査のレベルを高くしているという ことが期待されるといったご意見がございました。

それからあと、米国につきましては専門家を重用するということでありますけれども、日本はなかなかそういう風土がないということで、今後は技術の伝承ということで、人材の面の維持基準という言い方をされておりましたけれども、そういったものを考慮して仕組みを考えていく必要があるのではないかという意見がございました。

それから、原子力発電所におきましても多様な人材が携わるということで操作の信頼性を 確保することが非常に重要であるということで、働いている方々のモチベーションとかそう いったもの持つために、長期的なキャリア形成の視点も必要であるといったようなご意見。

それから、プルサーマル、廃止措置についてもここにございますようなご意見があります。 あと、安全文化の関係は、2ページ、3ページのところでございますが。最近のトラブル の例からして安全よりまだ経営を優先する体質が変わっていないのではないかといったよう なご意見がございました。

それからあと、国の安全研究計画に沿って具体的な改良・改善が必要ではないかというご 意見。

それから、単に規制を厳しくするということではなく、発電所で働く人たちの自主的な創 意工夫といったものが重要ではないかというご意見。

それから、国の安全規制については合理性や効率性が重要であるといったご意見を頂いて おります。

それから、リスク情報に関しては、リスク情報の活用といったようなことと、それと耐震に絡むご意見がいろいろありまして、宮城県沖で発生した地震といったようなことから耐震 基準が現行のものでは甘いのではないか。それから、耐震指針の見直しの際には新設のプラントだけではなく、老朽化の進む既存の発電所に厳格に適用すべしといったご意見。

それから、高経年化対策につきましては、40年以上のプラントについては慎重に対応してほしい。2010年には代替建設をすべきではないか。それから、60年稼働を前提にし

ているようだけれども、その説明が必要ではないかというご意見。

それから、防災対策につきましては緊急避難道路といったものの整備が必要ではないかというご意見がございます。

それから、オフサイトセンター絡みの話で、原子力防災対策の距離範囲を見直すことが必要ではないか。それから、オフサイトセンターは地震があったときちゃんとこれに耐えられるかどうかについての懸念。

それからあと、安全確保のためのコミュニケーションということでは、隣接市町村に対し て必ずしも十分広聴・広報の説明責任を果たされていないといったご意見。

それと、保安院の実施する自治体、地元とのコミュニケーション、これについては必ずし も十分ではないのではないかというご意見がございました。

それから、核物質防護対策の関係については、電力ということではなく、国としての念を 入れた対策ということが必要ではないかというご意見がございました。

それからあと、この会の運営ということにつきましてのご意見ということで、福島市という立地しているところから遠隔地ということではなく、立地市町村の近くで開催すべきではないか、あるいは発言時間を長くしてほしい。それからあと、この場に保安院がいて説明するのはおかしいのではないかという意見がございました。

それからあと、第1部のパネリスト及び部会の委員の先生方からの総評ということで、ま とめの言葉としていくつかございまして、人材育成・確保が大切であることを改めて認識し たといったようなこと。

それから、魅力ある職場作りが重要であるといったようなこと、現場を支えてる請負会社の方々に光を与えていくことが重要ではないかといったご意見。それから高経年化対策、耐震は非常に関心が高いということでコミュニケーションの充実が必要ではないかということ。

それから、安全と安心みたいなこともありますけれども、時間がかかるけれども、お互い に信頼感を醸成していくことが重要ではないか等々のご意見がございました。

以上であります。

(近藤部会長) どうもありがとうございました。

では、これにつきまして、感想なりご意見なりご質問なりありましたら、どうぞ。

その前に、いただいた意見は分類すると専門家というか学識経験者のご意見と、それから 募集したご意見、何件でしたか、43件。ダブっているのもあるわけですが、書面でいただ いたのが43件で、ご発言いただいたのは12ですかね。 (戸谷参事官) 12名ですね。

(近藤部会長) それを全部ベタで分類して整理するとこんなことになるという、そういう資料 という理解でよろしいですね。

(戸谷参事官) はい。

(近藤部会長) いただいたご意見をカバレッジというか、どこかとじたものが最終的に公表されるんですか。生の意見はどうなるんですかね。

(戸谷参事官) 生の意見についてはもう既に当日資料として配布しています。

(近藤部会長) 当日資料で配られているというそういう整理でいいですかね。ですから、それ をごらんになっていただければわかると。その資料を重なり等を排して項目別に整理してみ るとこういうことになりますと。

何か感想、ご意見。どうぞ。

(町委員) 隣接市町村に対する説明というか広聴・広報の責任を果たしていないのではないかというのがありますよね。これについてはやはり対応が必要ならばという感じがするんですけれども。これ現状は何かルールがあって、どういう保安院の考え方というのは、説明の範囲とかというのは一応。

(近藤部会長) これ事実関係を少し整理した方がいいと思いますけれどもね。隣接とは何ぞや ということもあるのかなと思いますけれども。全原協という団体には隣接市町村が準会員と して入っておられますね。

(戸谷参事官)数は余り多くなかったと思います。

(近藤部会長)多くないですね。それぞれの地域の歴史的というか特性に応じて、例えば北海 道の泊でいいますと、もともと発電所を共和町につくるという話があったので、共和町は非 常に縁が深い、非常に関心が高いということでお入りいただいていると聞いています。どう も歴史的なことがあるらしいんですね。

ただ、そういうところはいわばそういう歴史的な経緯を踏まえてある程度の対応はなされているのかなと思いますけれども、そうでないところというか、例えば最近の平成の大合併で隣接になったという市町村もある、そういうところは突然原子力立地市町村の隣接になって、こんなことになっているのかということを勉強しているというのに近いところもあるわけですね。それはともかく、お話聞いて多分お感じになったことだと思うんですけれども、隣接市町村の方とのコミュニケーションと立地地域に対するコミュニケーションのあり方については少し整理する必要があるのかなという感想は持ちましたね。

(町委員) 例えばその全原協に入りたいと言っている市があったとすれば、それは入れるのか、 それともそうでもないのかよくわかりませんが。

(近藤部会長) わかりませんね。

(町委員) 希望のある自治体には配慮が必要ではないかという気がしますけれども。

(近藤部会長) 私もおっしゃる同じような問題意識は持ちますが、他方でそういう組織における現実というものもある。このあたりを整理をする方がいいかなと思っています。ありがとうございます。それでは齋藤委員、どうぞ。

(齋藤委員) 私は当日出られなかったもので幾つか質問とコメントがあります。まず、今のお話に関連しますと、もう一つは、安全協定というのがあります。これは多分地域によって違っていまして、当該市町村だけというところもありますし、隣接も入っているところもあります。茨城県の場合には、実は再処理工場アスファルト固化施設の火災爆発によって隣々接市町村まで入れるということになりました。したがって、個別におのおの事情は違っていくるので、そういう意味合いでも整理して、調べてみることは必要かと思います。

概要のご紹介のところで3つ4つ私の感じたところを申し上げますと、2ページのところで安全と規制が混在している、例えばJNESに原研やメーカのOBの過去のノウハウを使って規制しており、混在しているというお話がございます。私は例えばメーカのOBの非常に経験豊かな人がメーカと縁を切ってこういうJNESのような機関でその能力を発揮して規制に当たるいうことは別に然るべくあって良いのではないか、一番現場をよく知っている方に規制をきちんと見てもらうということは本来大事なことであると思います。過去のメーカとのつながりはきちんと切るというのはそれはモラルの問題で、そこさえしっかりしていれば、電力出身の方でも良いと思います。

それから、3ページの下の方に、原子力発電所は設計寿命が30年を超した発電所を動かしているという話があるんですが、安全審査において、設置許可申請ですべてはっきり30年と明確に規定したことはないのではないかと思いますけれども、その辺はちょっと誤解は解いておいた方がいいのかなという感じがいたします。

次に、これは私は不勉強なのですが、オフサイトセンターというのは耐震設計上どの程度の震度に耐えるよう設計しているのか、一回調べてみる必要があるのかなと思いました。これは建物だけではなくて、いろいろな情報のやりとりをする通信回線等が切れてしまうというようなこともあり得るわけですから、大地震の際オフサイトセンター機能維持の観点から、一回調べてみる必要があるのではないかという感じはいたします。

それから、核物質防護のテロのところで、自衛隊の活用を考えて念には念を入れた対策をと書いてございますが、これは実情としては陸上は警察、海上の方は海上保安庁が常駐あるいは巡回して対応しているわけであって、自衛隊というのは警察並びに海上保安庁では手に負えない段階において、首相あるいは知事の要請によって出動するということになっているかと思いますので、その辺事実関係は明らかにしておいた方が良いと思います。

(近藤部会長) すみません、私の説明不足だったんですけれども。この資料はまさに言われっ放しになったごとく書いてあるんですが、幾つかのところについては事実関係について説明をしたのです。この紙にはどうもすべては書き込んでないようですが、今お話の高経年化についても、30年というのも実は数字はあるところはあるんですが、そのことについても保安院から説明がありましたし、コンタミネーションの話についても一応の説明はしました。(齋藤委員) テロ対策まで。

(近藤部会長) テロ対策も説明してあります。今、齋藤委員がおっしゃったようなことについては既に説明してあるんです。

それから、それよりさらに一歩進んで、この資料をどうするか。いわば質問というか問題 提起のご意見をいただいたんですけれども、そういうものについては答えていないところが 少ないところ、どう扱うかということがあります。この結果概要はこの程度でまとめておく のがいいのか、はたまた我々としてこういう資料をつくる以上は、それぞれの問題提起に対 してクラリフィケーションというかエビデンスを入れてこれについては現実はこうなってい るとしたものをつくるべきではないかというご議論もあるかと思います。今日はとりあえず、 クイックレポートとしてこれを出したと、そういう位置付けの紙ですが、、そういう問題を 抱えています。これは私最初に説明しなければならなかったところですけれども。

どうぞ、前田委員。

(前田委員) 感想になりますけれども、福島市ではなくて立地町で開いてほしかったという意見がありましたですね。逆に、発言はなかったけれども、文書で来た中に福島市でこういうのを開いてもらうことは非常にいいことだという意見もあったと思うので。ここはどちらがどちらとも言えないとは思いますけれども、私は福島で開いてよかったなという気がしました。ただ、意見はやはり浜通りの方の意見が多かったので、もう少し福島の中通りの方の意見が欲しかったなという気がしましたけれども、これはしょうがない話。

それから、一つ、いろいろ出た意見ここに大体書いてあるんですけれども、ちょっと私一つ気になって、ここにははっきりとは書いてない意見で、国と県で意見が異なるケースがあ

って地元は戸惑うという話がありました。そのときのご意見はそれについて、国は適切な情報提供をし、規制活動の状況を説明をしてほしいというふうに続いていたと思うんですけれども。このご意見は国と県と双方に対するメッセージかなという気が私はしました。これをその後これからどう扱うかについてちょっと私の記憶に強く残っている点だったという感想です。

(近藤部会長) そういうご意見はどこに整理されているのですかね。 4ページのコミュニケーションに十分成功していないのではないかというところに書いたつもりなのかどうかわからないけれども、二つありましたね。一つは大綱にあるコミュニケーションをしっかりやれという文章は地方自治体を冒涜するものであると、そういうご意見と。それから、今、前田委員がおっしゃられたような、両方に注文を出したという感じのご意見と両方ありましたね。

なかなかまとめるの難しいと思いますけれども、一方で議事録は当然できるわけですね。 こういうところに書き込むときに適切な意見を拾って整理するというのは大事なことだと思 いますので、精査していただいたらというふうに思います。

(町委員)もう一ついいですか、この中に入っていないように思うんですけれども。多分女性 の方が発言して、新聞等に出てくる情報が非常に何かちょっとしたことが結構すべて大きな リスクのようにひょっとすると受け取れるような書き方もあるような場合など、本当はほと んど影響がないものをいろいろ心配になっちゃうんだということで、その起こったことの本 当の影響というか、特に住民に対する影響度とか、そういうものを同時に出してもらえると 安心するという意見がありましたよね。これはある意味では非常に大事なことだと私は思う んですけれども。起こったことの評価に若干の時間がかかるとかそういうこともあるんでし ょうから、その辺についてもやはり特に事業者あるいは保安院等の対応の仕方というのはや はり一度検討してみる。メディアは何をやってももちろん自由ですからあれなんですけれど も。そういう情報をメディアに伝えるという努力が必要かなという気がするんですけれども。 (近藤部会長) 最近特に事業者が積極的に情報を開示するということでありとあらゆることを 公表するようになったことを踏まえて、極端な場合は地元のマスメディアからも情報を出し すぎじゃないかというような感想をお聞きすることがあるぐらいです。しかし、それは大事 なことなのだから、出すときに工夫することが必要ではないかと。重要度を明示して出せば いいということで、実際はそれもやっておられるんですけれども、例えばそこが落ちてしま って報道されていたりすることもあって、なかなか出す方の意図と受け取る側の情報とが整 合していないということはあるようです。

ずっと議論されているけれども、なかなか難しいというか、皆さんの思うようになっているというか、言い方はおかしいんだけれども、思うようになっていると思っている人もいるし、思うようになっていないと思っている人もいるということだと思うんですけれどもね、そこのところはそういう問題があるということについて関係者にご検討、さらに工夫をしてくださいということは非常に重要だというふうに思います。

(前田委員) 今のことは1ページに書いてあります。

(近藤部会長) 3つ目の丸ですね。

(戸谷参事官) ちょっと舌足らずになってますけれども。公表が多過ぎて心配になっちゃうと。 若干ニュアンスが違いますが、そういう意味合いです。

(齊藤委員)実態は、今委員長の方から話があったように難しい訳です。マスコミの方からは 何でも出せと言われますし、その軽重についてはなかなか難しいところがあります。

(近藤部会長) この紙についてはいかがいたしましょうか。舌足らずというところについては 直していくということにするのかなと思いますけれども。これはクイックレポートというこ とでこれでいい。、むしろこれを今後どう使うかということの方が重要なので、これはこの ままにしておくということもあると思うんですけれども。

どういたしましょうか。

(齋藤委員) 項目によっては括弧して何とかと説明しているものもありあます。

(近藤部会長) 実際説明したところは、主なものについては書いてあるんですけれどもね。

(齋藤委員) その辺が少々混在しているのではないかなと思いますので、そこは統一された方がいいのではないですか。

(近藤部会長) はい。それでは、できる範囲で修正するということで、そうしますか。

(戸谷参事官)説明したようなところは括弧書きその他で横並びをそろえて追加して書いてい きたいと思います。よろしいでしょうか。

(近藤部会長)では、これはきょうのバージョンは未完成品だということで整理させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

次ですが、これまでのヒアリングと、それからご意見をお聴きしたという状況で、これまでのいわば素材を今度は政策評価ということで体系化していかなければならないのかなと思います。その作業としては、基本的には政策大綱で安全の確保に関してどういう基本的考え方を我々が提示したかということ、それに対してこれまで事業者、国、主として国ですね、

国の政策としてどういうそれに係る対応、施策がとられているか、そういう観点でご説明い ただいたものを整理するのが第一ですね。

それを踏まえて、原子力委員会として評価をする訳ですが、たしか大綱の第6章で我々は 政策評価をしますといっているところ、そこには幾つかのポイントがあったかと思うんです。 ですから、その観点で取組についてどう評価をするかとういう判断をするかということを申 し上げるというのがこれからの作業なのかなというふうに思います。

それのために資料を用意してございます。資料2がその今申し上げたうちの取組状況を大綱の基本的考え方のフレームワークで整理したもの。それから、資料3が評価報告書全体の構造ということの案ということなんですが。これをご説明いただいて、ご議論するということでよろしゅうございますか。では、説明いただきましょうか。

(戸谷参事官)では、初めに、資料第2号でございますけれども、取組の基本的考え方と関係 行政機関等の取組状況の整理ということでございます。この書き方は大綱の整理に従いまし て、1番目の国・事業者等の責任のところから始まりまして、7番目の核物質防護対策まで 整理をいたしております。各項目ごとに、まず初めに原子力政策大綱に定めた取組の基本的 考え方を簡単に述べまして、その後にその基本的考え方に沿って関係行政機関等がどういう に取り組んでいるのか、取組の状況を関係行政機関等として電気事業者まで含めまして取組 の状況を整理して書いてあるということでございます。

それとあと、4ページのところを先にご覧いただきますと、基本的考え方、それから取組 状況がありまして、それから最後にそれぞれの項目ごとの評価というのがついているという ことで。ここのところについては今後のご議論ということで、本日は今後記載する予定であ るということでスペースにしてございます。これについては、評価報告書(案)の段階でご 説明いたします。

まず1ページ目でございますけれども、国・事業者等の責任について、大綱の基本的な考え方ということで、事業者等におきましては、事故等の根本原因分析を行いまして、再発防止対策の確立、それから法令の遵守、品質保証システムの絶えざる改善を行う、それから説明責任ということから情報公開に取り組む。それからあと、放射線障害防止だけではなくて、労働災害の防止ということについても明確に位置付けを行うということ。

それから、国につきましては科学的、合理的な規制を実施。それから、安全研究を着実に 進めること。それから、国内外の規制活動の品質監査機能を効果的に活用する、そういった ようなことがございまして、自らのあり方を評価し、規制についての改良・改善を図ってい く。それから、全体として有効に機能しているかどうかについて継続的に意見交換なり検証 を行うといったようなことが示されております。

それに対しまして関係行政機関等の取組状況といたしまして、まず電気事業者等につきましては、故障・トラブル情報などの収集分析と、そういったような体制を構築しまして、再発防止対策を実施する体制の構築を図っているといったようなこと。それから、訪問対話等の推進によりましてコミュニケーションの充実を図っているということ。

それから、産業界の技術基盤を支える、そういったようなことで日本原子力技術協会、JANTIというものを設立したということを書いております。

(近藤部会長) 戸谷さん、これみんな聞いた話ばかりだから、いいですよ。構造だけをご説明 いただいて、議論に時間を使った方がいいと思いますので。

(戸谷参事官)はい。構造ということで言えば、安全点検の取組の状況、それからあとは今度 は原子力安全・保安院がやっていること、理念・行動規範の策定をしたといったようなこと。 それからあと、(4)のところでありますけれども、原子力安全・保安院が安全規制制度の 向上を図るといったようなことでございます。この中で特に3ページ上にありますような、 検査制度等の見直しをするといったようなことを書いてございます。

それから、3ページの(5)といたしまして文部科学省の取組について説明しております。 それから、4ページは次の項目といたしまして、安全文化の確立ということで、ここも大 綱の基本的考え方ということで、事業者並びにそれぞれの役割をもう一遍整理をしておりま す。

それからあと、5ページの2といたしまして、関係行政機関等の取組状況ということで、 電気事業者についてトップマネジメントの評価等についてヒアリングしたことをまとめてご ざいます。

それから、6ページの(2)で原子力安全・保安院の取組状況。それからあと、(3)の 文部科学省。

それから、7ページの3がリスク情報の活用ということでありまして、これもそれぞれ関係行政機関の取組ということで、保安院、文科省、電気事業者ということになっております。 それから、9ページの4が高経年化対策についての取組。

それから、10ページが原子力防災についての取組。

それから、11ページがコミュニケーションについての取組。

それから、12ページ、最後のところが核物質防護対策ということでございます。

それから、資料3の方が評価報告書の構成案ということでございまして、2.のところに評価報告案の構成ということでございまして、まずはじめにといたしまして経緯の説明、それと評価部会の設置ということで、この点については今回の評価報告案の大意先ほどから説明しております原子力政策大綱の安全確保であるといったことを明示をするということでございます。

それから、第2章の評価の方法でありますけれども、これについてはこれまでやってきた 取組といたしまして関係行政機関の方からヒアリング、それから有識者あるいは国民からの ご意見聴取を踏まえながら評価を取りまとめるといったようなこと。

それから、3章の評価の結果でありますが、ここのところに先ほどの資料第2号のところが入るということでございまして、1から7の項目までそれぞれの実施状況とそれぞれの項目の評価をここに書くといったようなこと。

それから、第4章がおわりにということで、要約と、それからあとこの評価を踏まえての 今後のアクションプランについてということでございます。

以上であります。

(近藤部会長) はい、ありがとうございました。

それでは、まず資料3号についてちょっとご確認というか、そもそもこんなものをつくる つもりで資料2号があるというわけですから、こんなものをつくるという資料3号について ご意見をちょうだいしてからというふうに思いますけれども。こんな構造のものをつくると いうこと、いかがでございましょうか。

(町委員) すみません、「実施状況と提言」と書いてあるんですが、この提言というのは実施 をしている事業者とか、あるいは関係省庁が実施状況を報告というか、実施状況をあれして、 それに加えてさらにこういう提言になったという、向こう側の提言ですかね。

(近藤部会長) いや、現状をお聞きして見るに、こういうところがまだ抜けているのではない かなと思ったところについては書くという意味です。提言というのはポジティブに聞こえる けれども、評価の一部として、こちらからの問題点の指摘です。

(戸谷参事官) すみません、これちょっと表現が統一されておりませんで、資料第2号の方は 提言ではなくて実施状況と概要になっておりまして。

(近藤部会長)要するにこんなところが欠けているんじゃないかというのも提言なんで、そう 言ってるのです。

(町委員) 今後の課題というのも言うなればあれですよね。

(近藤部会長) 今後の課題というのは、原子力政策大綱で一体我々がこの評価作業について何を言っているかといいますと、ご存じだと思いますけれども、要するにまず基本的に政策評価といいますか、当事者は皆さんちゃんとPDCA廻してくださいねということを言ってるわけですね。それで、その場合に2つ目として、長期性とかリスク不確実性の観点を考えると、多面的かつ定量的な評価をやって、PDCAはやるんだけれども、その中で多面性と定量性ということを強調しているんですね。ですから、その観点でちゃんとやっているかということについて我々は関心を持つわけですね。

それから、3番目は、研究開発は段階的に推進すべき、段階を進めるごとにちゃんと国は 評価、ということです。これは、今回は安全だから関係ないかと思うんですけれどもね。

それから、4つ目は、原子力委員会はそういう関係機関の政策評価を評価しますと言ってるわけですね。ですから、今回は一応関係機関でどういう政策評価をしているかということも含めてお聞きしたというポジションで、それについて確かに内部にそういう評価の仕組みを設けてちゃんと進めておられるのかなということについて判断をお示しすればいいのかなと。

それから、最後が、民間についても、民間は本来対象じゃないんだけれども、民間についてもちゃんとしたPDCAサイクル廻してやってくださいよねと期待を述べているとこれが 6章の構造です。ですから、これが私どものマンデートというふうになるわけですね。

これらの観点での評価を大胆に整理するとこういう目次になるのかなという意味で書いたつもりなんです。よろしいですか。

それからもう一つここで気になっていますのは、現在の評価部会は原子力委員会そのものになっているんですけれども、これでいいのかなという問題です。今回もご意見を聴く会で宮先生あるいは角山先生に非常にきれいな切り口で、あるいは包括的な切り口でいわば評価の考え方についてのお示しいただいたようなこともあり、引き続きご意見を賜って、この報告書をまとめるまでご意見を賜っていったらいいのかというふうにも思い出しているんですけれども。この点についてもご意見をいただければと思います。

今から評価委員を発令するのは大変でしかもすぐにこのテーマは終わってしまうのですけれども、宮先生の資料が非常によくできているので、このテーマについては引き続きお手伝いいただくのがいいのかなと思いますけれども。いかがでございましょうか。

(前田委員) それは僕はいいと思いますけれどもね。これから評価部会いろいろなテーマについて取り組んでいくわけなので、そのテーマごとにやはり専門の先生違うだろうから、専門

委員として発令しちゃうというのはちょっと非常に難しいという気がいたしますけれども。 この間、宮先生にああいうふうにきれいにまとめていただいたということも考えると、やは り評価部会のテーマごとに専門の先生にちょっとアドバイザリー的な、アドバイザリーじゃ いかんかな、役割を果たしていただくのはいいんじゃないかと思います。それをこの原子力 委員会の組織の中にどういうふうに位置付けをするのかというのはちょっと考える必要はあ るのかなと。

(近藤部会長) いかがですか。事務的に何か考えて

(戸谷参事官)手続的には専門部会を開催する都度、その都度ご意見を賜る外部委員として招聘をするということで対応できるのではないかなと、ちょっと検討させていただきたいと思います。

(近藤部会長) そんなことでよろしゅうございますかね。

(齋藤委員)報告書にきちんと明記して、こういう件についてご意見いただいたということを 明記すれば良いのではないですか。

(近藤部会長) はい。

それでは、資料3号はこういうものをつくるというイメージということで合意をいただい たということにさせていただきます。

そういたしますと、資料2号に戻りますが、各項目ごとに少しご意見をいただけたらと思いますけれども。まず最初が、国・事業者の責任ということについてでございますけれども。たくさん中身がありますけれども、実はここの大綱のサマリーは、ちょっと直した方がいいと思うのです。つまり、まず事業者は多重防護に基づき未然防止から防災対策に至るまでのことの責任があるんですよということを言って、その責任を果たすためにここに書いてあるようなことをちゃんとやってよと書いてほしいのです。それはちょっと置いておいて、しかし、そういう意味でいわばありとあらゆる活動が実はこのタイトルのもとに書けちゃうので、ほかの項目のところとの振り分けが難しいんですけれども。私はここは哲学が共有されているかという評価だけでいい。だがら、このままでいいのかという問題はありますけれども。とりあえずこの枠組みで4ページ、1.3評価というところに何を書き込むべきかについてご意見をいただければと思いますが。

前田委員、いかがですか。

(前田委員)では、少し。今まさに委員長おっしゃったように、どういうふうにこれを仕分け して評価を考えるのかちょっと迷ったので、少し長くなるかもわからないんですけれども。 まず、この国と事業者の責任のところで、大綱では何が書いてあるかというと、国に対して は最新の知見を踏まえた科学的・合理的規制をやってくださいということが、一言で言うな ら、書いてあるんですね。

それを受けて、主として保安院ですけれども、どういうことをやってきたかということをヒアリングして。それもいろいろなことをやっておられるんだけれども、科学的・合理的規制という観点から言うと、やはり新しい検査制度の導入というところが一番大事じゃないかなと思っています。いろいろ品質保証体制の確立を目指すとか、あるいは構造物の健全性評価を導入するとか、そういうことをいろいろやってこられたということですね。事業者の方は、ここに書いてあるのは、法令遵守とか品質保証、説明責任云々というのが書いてあって、それを受けて事業者はトップマネジメントのリーダーシップの下でいろいろ安全文化を確立するための取組をやってきたというお話を伺ったわけです。QMSの改善だとかコンプライアンスだとか第三者レビューだとかそういったお話をいろいろ伺いました。

そういうことを伺った結果の評価として私が考えますのに、まず第1点は、国・事業者ともに安全性向上のためのこういった今申し上げたような新しい活動に対して、非常に真摯に、かつ積極的に取り組んでいると思われます。そして、トップのリーダーシップという話もいろいろなところでお話を伺って、目に見える形でそういうリーダーシップを発揮すべく努力されているなというふうに思いました。

ただ、こういった活動はいろいろな分野にわたっているわけなので、当然進展の度合いというのは項目というか分野によって異なるわけですけれども、いずれにせよ国も事業者もそこは適切にPDCAを廻しているというふうに評価します。

しかし、これはこういう取組を始めて2年3年というところなので、問題は今PDCAを 廻しているモーメンタムを今後ともどうやって維持していくのか、継続的に改善するという 努力が非常に必要ではないかと思います。そこをやはり国・事業者両方に期待するという考 えを持ってます。

それから、有識者とか市民の方の意見の中で幾つか気になるところがありまして。一つは、 事業者はいろいろ取り組んでいるけれども、萎縮しすぎていないか、もっと自主的な創意工 夫が生かせる仕組みを考えるべきではないかというご意見がありました。これは私もことあ るごとに申し上げているんですけれども、やはり魅力ある職場づくりをというのが非常に大 事であって、それがひいては若い人たちを引きつけて人材を育成、人材の維持基準という話 もありましたけれども、そういうところにつながり、原子力の活性化につながるということ で、これは非常に重要なポイントだと思っています。

それに対して、事業者・国それぞれに我々として何を求めるかということなんですけれども、求めるかというのはちょっと言い方があれかもわからないですけれども。私が思いますには、事業者はそういう職場の活性化、魅力ある職場づくりのためにはやはりマンパワー、ヒューマンリソースを充足する必要がありますし、それから職場の中に常に問いかける態度。マニュアル万能でやっていればいいんだというのではなくて、常にこれでいいのかという問いかける態度というものを醸成するように指導者は心がけるべきではないかと思いますし、国に対しては、これも保安院の報告の中にあったわけですけれども、検査のばらつきとか検査の重複を排して、新しい取組を規制に反映させるような仕組みを考えていただく必要がある。これは具体的に言うならば、検査員の教育・訓練とか、あるいは検査の運用のレビューといったようなことかなと思います。

それから、ちょっと長くなって申しわけないんですけれども、ほかの課題として、これはやはり保安院、事業者、両方から伺った話で、新しい保全管理とか検査方法の導入も検討されています。いわゆる維持基準だとか、あるいは状態監視保全だとかそういったことを検討されていますので、そのベースとなるものはやはり技術開発というか、技術レベルの向上ということとデータベースの充実ということが非常に大事だと思います。そのためのいろいろな訓練等も必要であり、PD認証制度というのが導入されたので、こういったことの拡大を踏まえながら、そういった新しい基準あるいはコンディションベースメンテナンス等の導入を進めていくべきではなかろうかと思います。

とはいいながら、そういう新しい方法に対してはこの間の福島でもありましたけれども、 地元にはやはりさまざまな懸念があると思いますので、そこは事業者・国、特に国に丁寧な 地元に対する説明を求めたいと思います。

それから、保全の中で第三者評価というのが非常に私は重要だと思っていまして、世界のトップクラスのエクセレンスを達成するためにはやはり国際的な評価も受ける必要があると思いますし、国内では日本原子力技術協会というのができましたけれども、さらにWANOのピュアレビュー等そういったことを受けて、自分たちで常にPDCAを回すサイクルの一つとしてそういうことをやっていただければと思います。

あと、規制部門の独立の話がちょっとあったんですけれども、これもちょっとよろしいで すか。

(近藤部会長) はい、どうぞ。

(前田委員) これについては福島でもいろいろご意見あったんですけれども、大綱では保安院ができて一応資源エネルギー庁から独立して新しいあれになったんだし、新しい検査制度等も導入されたんだから、当面は継続的に関係者と意見を交換して検証していくというふうに書いてあるわけですね。保安院から伺った話では、保安院が4つの行動規範、3つの理念というのをつくったわけですけれども、その4つの行動規範の中にも中立性・公正性ということが一つ入っていましたし、3つの理念の中にも明確性とか国際性とかいうことが入っているわけなので、これは僕はやはり独立性というものを保安院としてもきちんと確立するためのベースとしてこういうものが行動規範なり理念の中に入っていると思います。

それから、保安院は安全委員会の規制調査も受けていますし、IAEAの安全条約に基づく評価でも妥当とされているわけなので、私は規制部門の独立性の評価としては、現時点では独立性は維持されていると評価していいと思います。ただ、これもやはり継続的に検証する必要がありますし、規制部門の独立というのは国際的にもいろいろと議論されるところでもありますので、先ほどの国際的評価、ピュアレビューの話と同様に、この独立性についてもやはり国際機関による評価ということも検討をするべきではないか。実際、保安院のお話ではそういうことも検討すると書いてありましたので、そういうことがこれからの課題かなと思います。

ちょっと長くなりましたけれども。

(近藤部会長) ありがとうございました。

齋藤委員。

(齋藤委員) もう前田委員が全部おっしゃったような感じがあるのですが。ちょっと戻って恐縮ですけれども、第3章の評価の結果のまとめ方で、3-1が実施状況で、3-2が評価で、評価の中のAで実施状況と、今このようになっているのですか。この辺をどういうふうにまとめていくか。それで、今、前田委員はもう全般についてコメントされたような感じがあるのですが、これは7つに分類されているわけですね。

(前田委員) 一応僕は1番のつもりで。

(近藤部会長) 今最初の項目だけお話を伺って。

(齋藤委員) 何か全部入っているような。

(近藤部会長)最初に申し上げたように、1というのは総論だから全部入っちゃうんです。それの取捨選択はこれから考えますけれども。

(齋藤委員) それで、私はまず構成上の提案は、資料第2号で7つに分類して、大綱ではこう

いうことを言ってますと、例えば今の原子力政策大綱に定めた取組の基本的考え方、点で書いてありますが、これ数えると6つあります。それに対して電気事業者の取組、保安院の取組と書いてありますが、これを各々あてはめて、要するに大綱で言っている第1項目に対しては電気事業者並びに規制当局、保安院等はどのように対応している、取り組んでいると、そういうまとめ方をしていった方がわかりやすいのではないかなと思います。

そのように3-1をまとめますと、3-2の評価のところの実施状況と、先程の概要とおっしゃいましたが、それから、その次の基本的考え方についての評価と今後の課題、この辺をどう区別して報告書をつくっていくかというところは、受け取った方がわかりやすいようなまとめ方にしていった方がいいのではないかと思うわけです。そうしますと、3章というのは7つの項目に分けた場合には、大綱でこういうことを言ってます、その項目に対して実施状況はどうです、それに対して評価はどうですというふうにまとめていったらいかがかなというのが提案です。

(近藤部会長) 今これそうなっているんですよ、そのつもりなんですけれどもね。

(戸谷参事官) ちょっと説明が中途半端だったかと思うんですが、この3章の3については×と書いてありますが、×のところに1から7まで入ります。

(齋藤委員) そういう意味ですか。

(戸谷参事官)ですから、まさに今委員長代理おっしゃったように、それぞれの項目ごとに全 部評価がついてくる。基本的考え方、実施状況、評価という形になっています。

(齋藤委員) わかりました。では、そうしますと、先ほどの例でいうと7項目あるので、それに対して当てはめていくとなる訳です。。

(近藤部会長)まさに当てはめていくわけですね。ただ、問題はどこまでブレークダウンするかということで、(1)が責任、(2)が安全文化となっているんですね。それが、ですからこの資料2号で言えば、1が責任であり、2が安全文化になっているんですけれども。パラグラフごとにやること書いてあるわけですよね。そのパラグラフのレベルでもってそれぞれに対応することを書けというご提案もあり得るわけですね。そうすると、非常に明快なんですけれども、ただ、パラグラフがそういう問題意識で書いてあるかというと必ずしもそうではないので、今はこの大綱で言うと(1)安全対策について言えば国・事業者の責任、

(2) が安全文化という、そのくらいのラウンドネスでもって評価をしましょうということでこの資料2号はつくってあるわけです。

(齋藤委員) そうですか。私は各項目、さらに細分化したものについて対応関係をとってみて

ということをちょっと分析してみたのですが、そういう方がわかりやすいのでないかと考え た次第です。

(近藤部会長) 問題点は、同じことが何ヶ所にも出てるんですよ。例えば一番身近な例は、労働安全が2ヶ所に出てる。最初の方は責任論でオーバーオールの安全についての経営責任があるんですよということを言うために例えば労働安全ということが一度出てきて。それから、後ろの方でリスク情報の活用というところでもって労働安全も最近はリスクマネジメントの手法が使われているので、そこでちゃんとしたそういう方法を使ってやってくださいよと、2ヶ所にそれが出ているので、それのどちらに書くかという整理が必要と。それは先ほど前田委員が悩まれたことだと思うんですけれども。

ですから、個別にパラグラフにやるとそういう問題が出てきますので、ここは一応括弧レベルで整理してあると、そういうことです。

(齋藤委員) はい。まとめ方の方法では大体それで一致いたしました。

あと、政策大綱の基本的な考え方では前田委員のおっしゃったとおりで、事業者あるいは 保安院からのお話を伺って、ある種順調に規制のあり方、あるいは事業者としての品質保証 システムの改善等々について真摯に取り組んでいただいていることはわかりました。そこで、 大事な点は、それがどこまで徹底されているかというエビデンスといいますか、そのフォロ ーアップが今後注意していかなければいけない点ではないかと思います。

それから、先ほど規制部門の独立性ということで、前田委員の方からも、国外も含めて外部評価というお話がございました。これについては単なる組織論的な意味合いではなくて、中身に立ち入って本当に独立しているから、今のままでいいとか悪いとか、そういう議論をしっかり評価してもらうことが大事ではないか、上辺の組織論ではなくというふうに思っております。

(近藤部会長)では、町委員、どうぞ。

(町委員) 先ほどの前田さんの意見にほぼ私も同意しますが。一つだけ、政策大綱の中に国の 取組の基本的考え方という一番最初のところに最近の知見を踏まえ、科学的かつ合理的な規 制を実施していくことが大事だ、かつ科学技術的基盤を高い水準に維持すると、こういうこ とが書いてありまして、これは私も極めて重要なことだと思うんですね。ところが、今回い ろいろな、保安院等の説明のときに私も若干ご質問したんですが、そういう取組、ここにあ る「原子力の重点安全研究計画」等の中に入っているのかもわかりませんが、やはりこの前 の福島の例のひび割れの問題もそうですけれども、安全に関わる検知技術あるいは測定技術 をさらに高めるというこういう取組が、国と民間が共同してやることが非常に重要で、その 辺の姿が余り今回の関係省庁のご説明にも見えてこなかったんですね。だから、ここをぜひ 今後の、さっきの今後の課題になるのかもしれませんけれども、ちょっと言っておいた方が いいのかなという感じがしました。

それから、国際的ないろいろな機関を活用するというのは非常に大事なことで、WANOというのは何回も出てきているんですけれども、例えばIAEAのオサートとかそういう言葉も、オサートの話全く出てきていなかったように思うんですが。言うなれば、WANOというのは事業者の集まりでつくっているグループだし、IAEAはもっと広い、よりニュートラルなところでもあるので、この辺も、国際的な立場からの評価という意味でさらに積極的に事業者に取り組んでもらいたいなという感じがしました。

(近藤部会長) ありがとうございました。

ここだけやっていると全部過ぎちゃうから、ここだけやればいいのかもしれませんけれど も、このくらいにいたしましょうか。ただ、町先生がおっしゃられたことは私非常に重要と 思っていまして。これは実は宮先生のご発言にあったと思うんですね。ちょっと日本語が必 ずしも合っているとは私は思わなかったんですけれども、これまで事後規制でこれからは予 知規制だとおっしゃったと思うんですけれども。規制の世界には事前規制、事後規制という 機会があるんですけれども、先生が予知規制とおっしゃったのは、どうも今まで維持基準を 入れるとか一生懸命やっているのはわかるけれども、全部ことが起こってから対策的に規制 を整備しているのではないかと。本来もっと早く、つまり維持基準についていえばアメリカ で言えばもっとずっと前に入っていた。それから、PD認証制度もずっと前にできているの に何で日本が今ごろ入ったかと。どうもコーナーに追い詰められて初めてアクションをとる という非常にリアクティブな規制改革をやっていたと。やはりもっと世界中の最先端の動き をウォッチして、それをすばやく、何でも取り入れればいいかどうかというのは問題あるん ですけれども、しかし、それを評価して入れるべきものは入れていくというそういうプロア クティブな活動が必要だということを宮先生言ったと思うんです。今、町先生がおっしゃっ たことも多分同じことだと思うんです。そこは非常に重要な視点だと、感想だと思いますね。 (前田委員) 宮先生がそういうことをおっしゃってたのはたしかですね。予知規制のためには 技術開発が必要であるとおっしゃっていたと。

(近藤部会長) ええ。ですから、ここも重点安全研究計画をちゃんと踏まえてやりなさいと書いてあるんだけれども、実はその成果がいつまさにプロアクティブな規制に反映できるかと

いうことについての説明は実は余りなかったので、きちんと伺っているかなという感じもあるんですけれども。

ただ、我々のポジションは安全委員会ではないので、安全規制のあり方そのものについて 首を突っ込んではいけないので、そのPDCAサイクルが廻っているかどうかについて、廻 すべきだと言ったわけで、本当にPDCAが廻っているかということについてものを申すと いう範囲に、限定して発言しなくてはいけない、禁欲的にやらなきゃだめかなというふうに 思っていますけれどもね。

それでは、ちょっと時間がないですからその次、安全文化の確立・定着と運転管理の持続 的改善というところについて、どういう評価をお持ちになられたかお話を引き続き伺いたい と思いますが、何かご発言ありましょうか。

(前田委員) 私はもうさっき言いましたので。

(齋藤委員) 私も。

(前田委員) 3番以降はまた別にちょっとありますけれども、2番はもうない。

(近藤部会長) 運転管理の持続的改善の中にまさに最新の知見を踏まえて出てくるのと、持続 的改善というのはPDCA廻して新しい知見入ったらどんどん直しましょうよということで すからね。最初にダブりますかね。

(町委員) 安全文化というのは非常に抽象的な言葉でもあるんですけれども、やはりこういうものが劣化していかないように、PDCAを廻していれば劣化しないということなんでしょうけれどもね、その辺をどうやってうまく工夫してマンネリ化しないような対策がとれるか。例えば外部評価をするような委員会というのは各事業所がつくっておられるのかもしれませんけれども、そういうところで率直に外から見た感じを言ってもらうとか、とにかく安全文化が劣化しないようにちゃんとやっていただきたいと思います。

(近藤部会長) おっしゃるとおりで、ここも主としては国なので、国のところについては国際 社会の安全基準や規格の制定プロセスに参加しましょうよと、そうすることによっていつも アップトゥーデートな規制になるでしょうということでそういうことを要請している。です から、本来保安院からはどれだけそういうところにコミットしてそこで得た知見を我が国の 規制に生かしているかということのご説明があってしかるべしと。

それから、事業者について言えば、外部評価をどういうふうに生かしているかと。たしか 関電の美浜に関しては検証委員会というのが出ていろいろサジェッションいただいています というご説明はいただいているわけですけれども、それはアドホックじゃいかんのであって、 継続的に外部の識者の知見を活用してPDCAを廻していくというその外部監査というか、 その仕組みはどうなっているかについては余りはっきりお話を伺った記憶はないんだけれど も。

(前田委員) あれは一応外部委員の方ばかりで構成していて、四半期ごとにやるのがあると思います。それは今後ともずっと継続してやると思います。

(近藤部会長) そういうものを、原子力委員会としては多面的、定量的評価ですということを お願いしますと言っているので、ご報告においてどのくらい回数やってどれだけ、どのくら いの数のご発言をいただいて、それがどう現場にフィードバックされるか、そういう統計を 数量的なご説明をいただくと本当はいいんですけれどもね。

今後の運転として、そういうものをメルクマールで定量的な指標を用意しなから改善活動をやっていただけるのが大事ではないでしょうかということは申し上げていいのかなと思います。

どうぞ。

(齋藤委員) ここのカテゴリに入るのかどうか分かりませんが、先ほど前田先生もおっしゃったことですが、現場で働いている人の創意工夫を生かした仕組みで、先ほど検査制度や規制のルールの改善とかのお話がありました。実際にはそういうものが具体的に規制当局まで届くのか、その辺の仕組みがまだ必ずしもはっきりしていないのではないかと思います。これもいろいろな方法があると思いますが、よく工場などであります提案箱の中に無記名でも記名でもいいから入れて、それを事業者としてこれはいいというものを規制当局に提案するとか、そういったような具体策をもう少しはっきりとお考えいただいた方がいいのではないかと言うことが一つであります。

それから、本日の資料の第2号で、原子力政策大綱の安全行政の方としては明示的には要求していないこともいろいろとやっているというお話が、保安院の方からは、例えばアジアにおける原子力の安全確保、安全文化に貢献しているとか、文部科学省の方では宇宙線被ばくの管理について報告書をまとめたとか、というようなことがありますが、こういったこともプラスアルファの特記事項で評価として書いてもいいのではないかとは思います。

(近藤部会長) はい。わかりました。

それでは、次、安全文化の次はリスク情報の活用。この部分についてはいかがでしょうか。 ここは話題としては地震、この中にそこにありますように、学協会を通じてリスク情報の活 用が重要ということ。それから、二つ目が、地震についての関心が高まっているところを適 切に留意されたいということを申し上げ。それから、労働安全等特に原子力安全のみならず 安全確保に関してはリスク情報を効果的に活用していくということについても工夫されたい と、この三つを基本的に述べているところですが。

事業者からはそういう意味でRCMとかそういうことの対応もあるかなと。それから、保 安院もそういう個別具体的にそういうことについても考えているということぐらいの程度の ご説明があったのかと。

それから、もう一つは、地震については安全委員会で近々新しい指針が決まるところ、それについてそれを踏まえて適切なレビューをしていきますということの話があったということですが。これについて何か、どういう評価を。

前田委員。

(前田委員) リスク情報の活用について、保安院も事業者もそれぞれ取組のご説明があったんですけれども、私の感じとしては、まだ取組始めたという段階で、その取組の方向性は妥当だというふうに評価しますけれども、まだ初期段階なので今後の展開に期待をするのかなと。労働安全衛生マネジメントシステムも関西電力では導入されて、今各社が各プラントにそれを展開しようとしているところだし。そういうことでこれからの展開に期待をしたいと。

地震のリスクも安全委員会の耐震設計指針の案がまとまったところで、これを受けて事業者が既設プラントの耐震裕度向上対策を実施しようとしていて、その辺は素早い取組だとは思いますけれども。いずれにしてもこの耐震というのは非常に国民あるいは地域社会の非常に大きな懸念といいますか関心の的になっていますので、これについては最新知見の積極的な取り入れということについて国民に理解されるように、これは国も事業者もともにですけれども、説明責任が非常に大きいと思いますので、そこを期待したいと思います。

(近藤部会長) はい。ほかに。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、その次は高経年化対策。これについてはややテクニカルなことを大綱では書いてありまして、一つは、確実な長期保全計画の整備、それからそれについては、しかし、最新の知見を踏まえた科学的・合理性を持った実効性の高い対策をすること。それから、定期安全レビューにおいても経年劣化事象に十分な配慮をすること、この三つを主として考え方として述べているところでありますが。ほぼそれに沿った活動をしているというご紹介をいただいたという記憶がありますけれども、何か。

町委員。

(町委員) 私も保安院から適切な仕組みを整備してやっているという印象を受けました。ただ、

これはアメリカは日本よりもかなり先輩で、もう既にかなりの数の原子力発電所が60年認可を受けているとか、そういう意味では日本より大分先輩なので、そういう国の経年変化に対する安全評価とかあるいは劣化予測とか、そういうものを多いに参考にして進めていく必要があるのではないかなと。保安院のときには余りそういう質問はなかったように思うので、やはりそういうものを活用した方がいいかなと。

(近藤部会長) 前田委員。

(前田委員) 高経年化対策はもう既にその仕組みはきちんとできていると思いますし、それが 既にPDCAを廻す段階に入ってきていると思いますので、これはこれできちんと継続して やっていただきたいと思います。

ただ、今、町委員がおっしゃったことと同じことなんですけれども、その評価、10年ごとにPSR、定期安全レビューをやるわけですけれども、その評価の信頼性を高めるという意味でいろいろな技術的知見、今、アメリカのことをおっしゃったけれども、国内も含めて技術的知見、データの蓄積を図るということが非常に大事だと思います。

それから、さっき耐震で申し上げたことと同じことですけれども、高経年化に対してはや はり地元の懸念もこれまで同様にあるわけなので、こういったきちんとでき上がった仕組み、 その評価の結果等をやはりよく説明する必要があるだろうと思います。

(近藤部会長) はい。どうぞ。

(齋藤委員)要するに大綱の方で求めている過去の知見のない経年劣化事象が発生する可能性にも留意すること、この辺が一番難しいところでありまして、これは先ほど来ございますように、宮先生がおっしゃったんですか、予知規制のようなことにやはり研究開発あるいは現場あるいは規制当局も重点を置いて取り組んでいかなければいけない一つの大切な課題であるうということをコメントしておいていただければと思います。

(近藤部会長) はい。

それでは、次は、防災ですか。防災については大綱は、まずここにありますような制度整備をきちんとやってくださいということと。ここ抜けているんですが、もう一つは、防災訓練がいろいろな意味で技術伝承ですね、知識伝承の非常に有益な手段なので、それをきちんと評価してやってくれというようなことがたしか書いてあったと思いますけれども。それに対しては主としては制度整備についてご説明いただいたという印象が残っておりますけれども。

何か。前田委員。

(前田委員)委員長がおっしゃったこと、そのままそのとおりなので、私も制度整備はもうき ちんとできたと思っているんですね。ただ、そういった原子力防災というか災害というもの はいつ起こるかわからない、恐らく何年も長い間起こらなくてある日突然起こるというよう なものだろうと思うので、万一起こったときの実効性というものをきちんと確保するために は、やはり定期的な訓練とか、あるいはシステムの不断のレビューとか、そういった日ごろ の手入れというのが非常に大事だと思います。そこを申し上げたいと思います。

(近藤部会長) 恐らく保安院の防災小委員会等で毎回の防災訓練の結果の評価などをしている と説明を聞いたような聞かないような、ちょっと若干あやしい。そういうところで問題点を 洗い出しをしてやっている、そういうPDCAがかかっているのかなと思うんですけれども、 余り説明がなかったので確認をして、大事なことですから。

(前田委員) 恐らく何も災害が起こらないまま10年、20年それを繰り返さなきゃいけない ので、意識が衰えないようにというところが大事なところだと思います。

(齋藤委員) 関連して以前に原研でも検討したことがあるのですが、一斉に退避するということになると今は皆マイカーを持ってますので、道が大変渋滞する訳です。そういう場合にどの地区の人はどういう通路で、また、なるべくマイカーに乗らないでバスを手配して退避するとか、具体的に考えると、そういう問題というのは非常に大事ことです。

また、ご意見を聴く会で、事故が起こったときにはどっちに逃げればいいのですかというような質問も出ていましたけれども、これは常識的に言えば風上の方にお逃げくださいという話になるわけです。しかし、そういうような指示が的確になされるか、本当に具体的に住民の立場に立ったこういった防災計画をきちんと地域地域で詰めていくということが本当は大事である訳です。

(前田委員) ちょっと余談になるかもしれませんけれども、アメリカのある発電所で今の防災 対策で起こったときにどこへどういうふうに逃げるかというのを非常に詳細な計画をつくっ て、それを全戸に、全家庭に徹底しているのを見たことがありますけれども。そういうこと まで考えておく必要があると思いますね。

(齋藤委員) 私も聞きましたけれども、各家庭にカレンダーを配って、それに書いてあるとい うんですね。

(近藤部会長) 私は幾つかの県のそういうもの作成をお手伝いしましたけれども、多分日本で 一番よくできているのは茨城県のものだと思いますけれども、そういうどこへ、どの地域が どのブロックがどの風向きでどう移動するかということについての分析をしてつくった記憶 がありますけれども。もちろんアメリカのその話も伺いつつ、つくるのに参加いたしました けれども。皆さんから今なおそういう発言があるとすればどこかに問題があるので、少し検 討させていただきます。

(町委員) 一つだけちょっといいですか。これ緊急被ばくの医療体制、文部科学省からの取組 状況の中にあるんですけれども。こういうことはもちろん起こってはならないわけですけれ ども。こういうことができるお医者さんというのがちゃんとトレーニングされているかどう かというのは非常に大事で、特に初期被ばくの医療体制、地方のその場所で行うわけですね。 放医研まで来ればこれはもうそういう人がいつもいるんだうろと思うんですけれども。そう いう初期被ばくの医療体制というのをどの程度実際に例えばお医者さんにトレーニングして いるのかとか、あるいはマニュアルがきちっとできているかとか、この辺のことは余りよく 聞かなかったように思うんですけれども、特にお医者さんの数が今減っている状況でもある し、現実にはちょっと大変でしょうけれども、やる必要がある。

(近藤部会長) 一応そこにありますように、整備と、三次被ばく体制まで整備と書いてありますから、その緊急時でなくて通常時の医者が足りないという議論が巷間には問題になっているところでありますから、今、町先生ご指摘のとおり、実際万が一のための医者が整備する優先順位が高くなっているかどうかについては問題があろうかと思います。実際いろいろ自治体の方からはそういう苦情なり問題提起を受けているところですが。問題は多分認識されていると思いますけれども。

(齋藤委員) これは J C O 事故以降、医療関係者で相当詳細に検討して各地域ごとに一次、二次、三次対応の病院を決めております。

(近藤部会長) そうなんですが医者がいないんですね。一番の問題は。

はい、ありがとうございました。

それでは、その次。6のコミュニケーション、これ表題にはリスクが入ってますけれども、 リスク入ってないのが正しいので、大綱の方では、安全確保のための活動に係るコミュニケ ーション」という表題になっていると思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。 これは要するにいろいろな意味で説明をきちんとしましょうよということを言っている、 それぞれについてその観点からのご説明をいただいたというふうに思いますが。

どうぞ、前田委員。

(前田委員)保安院の話伺って非常にトップレベルで地方自治体との対話を繰り返しているさまなんかも伺って、取組は随分強化されたなというふうに私は評価します。ただ、この間の

福島のときにもありましたけれども、どこへ行っても聞かれるんですけれども、国がもっと 説明をしろしろという話は必ず出てくるので。もしかしたら保安院のそういった対話活動と いうのが自治体首長さん相手に重点が置かれていて、例えば町民集会みたいなところで説明 するとかいうことが少し足りないのかなと。最近いろいろな、例えばプルサーマルや何かで 説明会を開いたり、あるいは青森でいろいろ説明会開いたり、そういう努力はされています けれども、そういう何か特定のテーマがあるときではなくて、もう少し日常的にそういった 一般市民との対話みたいなことを考えていただく必要があるのかなという気がします。

(町委員) それとの関連では、原子力安全・保安院が原子力安全広報活動について一生懸命やっていると、それでその中に地元の人たちとの対話の集いというのを実施しているというふうにも書いてあるんですね。そういう意味ではおっしゃるとおりいろいろ私は取組は改善されたと思うんですが、そういうことをやった結果、まだやり始めてから1年ぐらいだからこれからなのかもしれませんけれども、そういうやった結果、本当に住民の方々がよく理解して、かつ本当に対話が成り立っていてというような見地からの成果をやはり評価して、それでその成果に基づいてさらにそれこそPDCAになるわけですが。そういうことをやはりかなり頻繁にやっていくことが必要ではないか。

それから、もう一つは、民間事業者も随分地元の方々との対話をやっているわけですね。 そことの連携というのも本当は非常に大事じゃないかなという気がしていますね。

(近藤部会長) はい。

(齋藤委員) やはり保安院、行政庁だけではなかなか人数に限りもありますし、難しいところがあるわけで、事業者は事業者でまた住民の方からすると色眼鏡をかけて見る人もいるわけです。学会とかいろいろな第三者団体で原子力の基礎知識のような説明を行うことも大事だろうと思います。ここで要求しているわけではありませんけれども。多くの方々とのコミュニケーションというのは、いろいろな場面を利用して理解活動を行っていかなければなかなか成り立つものではない。保安院等だけですべて満足いくというところまで要求するのはなかなか難しいのではないか。しかし、最大限の努力はしていただきたいということだろうと思います。

(近藤部会長) ここはもともとの趣旨は、説明責任があるんだということで書いた、何か安全 審査審査書の公開と意見募集と、やや狭くここで書き過ぎて、狭く読まれかねない書き方で 書いてある。ちょっとここは大綱の書き方の問題があるんですけれども。本来はさまざまな 行政処分に係ることについては必ず説明する責任があるのではないでしょうかということを 言ったつもりなんですね。そういう意味でその説明が本来国民に対する説明なので、地方自 治体に対する説明では不十分ではないかというのが皆さんのおっしゃったところ。それにつ いては多分そのとおりであって、人が足りないなんていうのは言いわけにならんのであって、 そこはやはり行政に全うしていたたくということだというふうに思いますね。

それから、要するにいいことやってますよという説明ではなくて、むしろこういうことを決めたのはこういう理由ですよということの行政決定に係る説明責任という、その責任の自覚というのは、コミュニケーションというと何となく説明しに行くというふうに言われてしまっているところがちょっと私は少しずれがあるのかなというふうに思って聞いていたんですけれども。やはり説明責任という言葉を発する所以は、ある種利害関係を伴う決定を行うから生ずるのであって、利害関係を行う決定を行った場合にはなぜそういう決定をしたかということをちゃんと利害関係者に説明する責任があると。その意味での活動、そういう観点でPDCAを廻してくださいということを申し上げた方がいいのかなと思っております。

(前田委員) それから、さっきどんなマイナーなトラブルでも報道されるので不安だという話がありましたけれども、やはり事故・トラブルが起こったときの説明をそこにおられる検査官がきちんと説明をしていただくと、こういう事故でした、原因はこの程度のものですといってご説明していただくと住民の安心感につながるのではないかなという気がします。なかなか事業者が言うことは余り信用されないことがあるでしょうから。

(近藤部会長) ただ、検査官が事故の説明をするというのは難しい話なんですね、本来。 (前田委員) では、広報官。

(近藤部会長)本来は起こしてた人が説明しなきゃいけない世界であって、これは大したことないですということを検査官が言った瞬間に終わりですからね、それはないんだと思うんですよ。

(前田委員) 大したことないというのはやや口が滑ったかもわからないけれども。

(近藤部会長) むしろアメリカでやる手は、むしろ検査官と事業者の対話の場をさらすと。検査官に対して事故の内容を説明し、検査官が理解するために質問をする、そのやりとりを公開してはどうかという。結果として全体の雰囲気でセベリティも聴衆に伝わると、そういうやり方をとるのがいいのではと思いますけれども。

それでは、最後、核物質防護対策のところ、いかがでしょうか。

(町委員) 一つだけ。文部科学省の取組の中、RIのセキュリティーというのがありますよね。 これIAEAもいわゆるダーティーボーンという関連から随分前からこの問題には取り組ん でいて、これ文部科学省もこれからワーキンググループを設置して今検討していると書いて あるので、多分IAEAもいろいろな情報を活用しているんだと思うんですが。これは日本 ではダーティーボーンというのは余り考えられていないというかそういうことなんですけれ ども、リスクはあるわけですから、その辺ぜひ国際的なあれを参考にしていただくと。

(近藤部会長) はい。どうぞ。

(前田委員) 一つ。この核物質防護は先ほどの防災と同じく仕組みというか制度は整備された と思いますけれども、これもやはり同じくいつこういう事態が発生するかわからないような ものに対する対応ですので、実効性を確保するというためのチェックというのが常日ごろ怠 ってはいけないと、そういうことを国も事業者にもお願いしたいと思います。

それから、これ大綱に書いてあるんですけれども、こういうテロ対策で発電所見学等が規制されている、これはやむを得ない面もあるけれども、一方相互理解という面からは発電所見学というのは非常に重要なものでかつ有効な手段でもあるので、難しいけれども、何かその辺の工夫というものをぜひ、特に事業者には考えてもらいたい。どこまで見せるか、見せる範囲とか、あるいは事前のチェックとかいろいろ難しい点がありますけれども、その中で何とか工夫してもらいたいと思います。

(近藤部会長) 最後のところはたしかご意見を聴く会でも言われたところなので、知恵がない のが問題なんですけれども、大事なことだと思います。

それから、ここは大綱では地方公共団体との協力をしっかりやってちょうだいと書いてあるんですけれども、それについては余りお話を伺ってないようにも思うんですけれども。なかなか地方公共団体からは言い出せないから何となくここは静かになっちゃうところなのかなと思いますけれども。少しデータを整備しておくべきかなというふうに思いました。

さて、そうすると全体、以上のようなことで、要するにどこもかしこもと申しましょうか、もともと大綱自身を我々が評価の視点として挙げているところがPDCAがちゃんと廻っているか、廻すことをお願いし、そういう意味のプロセスとしての評価について適宜お話を伺って、なるほど動いとるわいということを申し上げるというのが私どもの主な仕事ということとすれば、それぞれの項目について定性的にはそういうことがなされているのかなという判断。ただ、テーマによってはいわばぐるっと一回もまだ廻っていないというところもあるし、2回目に入っているところもあるのかなと、そういうスペクトラムは見えてきたなということであります。

原子力委員会としてまとめるとしたら、しかし、これは我々が継続的にモニターするとい

うことでもないので、したがって、ここの段階ではきちんとそれが廻り、かつ形式的に廻る のではなくて、実効性のある品質のマネジメントがなされるということを特にお願いをする ということをつけ足しておくべきなのかなというふうに思います。

基本的にはそういう方向性で、今日いただいたご意見、それからご意見を聴く会等で専門家なり市民の方からいただいたご意見も取り入れつつ、四角の評価のところを書き込んでドラフトしてみたいと思いますので、事務局にお願いするわけですけれども、引き続き途中途中でもご意見いただくのがよろしいのかなというふうに思います。

そのようにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

事務局、何かありますか。

(戸谷参事官) 特段にございません。

(近藤部会長) それでは、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました

(戸谷参事官) 次回の日程はまだちょっと確定しておりません。6月下旬

(近藤部会長) はい。

では、ありがとうございました。

一了一